

Title	連雀町、連雀座、連雀商人
Sub Title	
Author	伊東, 彌之助
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1946
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.39, No.6 (1946. 12) ,p.437(61)- 450(74)
JaLC DOI	10.14991/001.19461201-0061
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19461201-0061

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

しく見せようとする「先輩達の「悪いお手本」までも承
り継いだのである。

- (一) Adolphe; Histoire de Gracchus Babeuf et du baboucoisme. 1884. t. II. p. 51.
- (二) Fourier; La fausse industrie, 1835 t. I, p. 412-413.
- (三) La Phalange; 8 Mars 1843. p. 1765-1766.
- (四) Le Testament de Jean Meslier. 1861. p. 382.
- (五) Jean Reynaud; De la nécessité d'une représentation spéciale pour les prolétaires. Revue encyclopédique. t. 54. 1832. p. 12-14.
- (六) Vidal; De la répartition des richesses. 1846. p. 277.
- (七) Proudhon; Avertissement aux propriétaires. P. 110-111.

連雀町、連雀座、連雀商人

伊 東 彌 之 助

物の背負具に「れんじやく」と云ふ簡単な道具があつて、自家用の小運送に今尙東日本の農村の広い部分で使
用されてゐるものがある。其の形は場所によつて多少の
差違があるらしい。或は擔ぎやすい様に肩に當る部分の
紐が廣く平たくなつてゐるものあれば、木の枠のついた
ものもある。そうした紐の廣い部分や木の枠には裝飾的な
模様や美しい色彩を持つたものもあるとの事であるが、
「れんじやく」が恐らく素朴な細状のものであつた頃、
これが荷物運搬に重要な役目を果した時代があつた。

連雀町、連雀座、連雀商人

和泉流の狂言「連雀」に『誠にこの連雀と申す者は重寶
な物で御座る。この絹布等をあらけない棒で荷うても不
都合に御座る。斯様に連雀に致し負うて參れば、どれか
らどれへ參らうと儘で御座る』(註一)とある様に、商人
は「れんじやく」で商品を擔いで市場へ出た。「れんじやく
商人」と云ふ言葉がそこに出来、「れんじやく」だけで
そうした商人を指す迄になり、更に「連雀町」と云ふ地
名さへ現はれた。「れんじやく商人」及び「連雀町」につ
いては小野均氏が「近世城下町の研究」の中で觸れられ
てゐる。即ち氏によれば「れんじやく商人は即行商人」
であると云はれ、「連雀町とは其の連雀商人の集る町」の

意と解され、連雀町の地名は江戸、濱松、静岡、彦根、岡崎、甲府、前橋、高崎、鉢形の各城下の大手筋に存在して彦根以西に見られないと云はれるにとどまる(註二)。内容の深き説明と連雀町が大體東國にのみ名稱をとめて彦根以西に見られない理由の考察は、氏の「焦點から外れた當然の結果として爲されてゐない。こゝでは氏の説明を再吟味し、時代の背景とその盛衰を出来るだけ浮き上らせて見たいと思ふ。

尙「れんじやく」は漢字で様々に書かれる。連著、連雀、連索、連尺、連着、連蕪、斂着、斂債、斂負などがある。「嬉遊笑覽」では「連雀と書は鳥の名にして器物にあらず」と云つて「連著」を推奨してゐるが(註三)、こゝでは最も普通の用例をとつて以下「連雀」を以てそれに當嵌る。

(註一) 野々村戒三、安藤常次郎共編「狂言集成」五一九頁

(註二) 小野均著「近世城下町の研究」一三八―一九頁

(註三) 喜多村信節編「嬉遊笑覽」商賈

々よりは早く成立した事は確實に云へると思ふ。然らば是らの城は、何時頃出来たかは明瞭には解らない様である。郷土史によつて二三を推測せば、曳馬城は斯波氏の部將大河内氏が永正年間初めて城を築いたと云ひ、鉢形城は上杉氏の部將長尾氏が文明年間に、箕輪城と厩橋城は長野氏が前者は應永年間、後者は延徳年間に、掛川城は既川氏の部將朝比奈氏によつて明應文龜の頃成つたと云はれる。

斯く町名の起源を中世末期に見出し得る連雀町も、近世城下町の建設年代には既に衰退過程に入つた事は、従前存在せしものも町名として消え去る例を二三見出せるからである。鉢形がそれであり、彦根も静岡も然りである。鉢形・彦根は共に古圖に見られるが、静岡は文書によつて慶長年間に町名を喪失した事が知られる。其外古圖や文書に町名を残さず、又後代にも町名たり得ず消え去つた「連雀まち」は尙數多くあつたらうと想像される。例へば後述の如く岩槻、松山、川越などの諸城下にも「連

連雀町、連雀座、連雀商人

連雀町が城下町の大手筋に存在する所以は中世の市場と關係があらうと云はれる小野均氏の言葉は正しい。現在まで連雀町の町名を残す近世都市と雖も、その町名の起源はその前身たる中世前期の城下の大手に遡り得る。高崎の連雀町はその前身箕輪城下にその名を求められ、前橋の雀厩橋城下に、甲府は信玄時代の古府に連雀小路の名が見出され、新城建設後も元連雀町の名を残してその位置を示してゐる。濱松の連雀町は現在では城より遙か離れた地域となつてしまつたが、天正以前は雀馬域の大手にあつたとは「濱松市史」に述べられてゐる。城の成立以來、地の變更を見ず現存せる岡崎・掛川に至つては、その關係は一目して明瞭である。これらすべてが大

手筋にあると云ふ事は、それらの城が單なる壘で無く、中世の城として成立した其の年代と略々等しくこの町が發生した事を物語る。同時とは云へずとも城下の他の町「雀まち」の存在が確かめられるが、これはまだ町の發展が未成熟であつて地名にまではなり得ず、たゞ市町のあつた處を指すにすぎなかつたからであらう。

戦亂の永續化と武家勢力の増大によつて、戦國武將の城郭規模が擴大され、家臣の城下居住が不斷に要求される様になると、城下町としてこの發展がそこに急速に現はれる。勿論東國に於ては畿内及びそれ以西の如き都市と農村の甚しき分化は見られず、武士の城郭を中心とした居住散在の風は尙原則として失はれなかつたが、それでも主なる武士は手廻りの小身者と共に城下に住し、更に團體的戦闘行動の發達は足輕小者の城下住ひを促進した。斯様な人口増加による都市の需要を満すために、大手前に市場が成立する。そこで連雀町が大手前に常に存在する事は當然その市場との關係を認めさせる。然し中世は市場の時代と云はれる程市場が榮え、城下町に限らず、各村々、交通の要衝に多數成立したと云はれ、武州文書の延文六年の市場祭文(註一)には武藏一國で市場

名が六所明神の市を筆頭に、三十三箇所も挙げられてゐる。これら年代と地域を等しくせる市場に連雀まちの存在が確かめられるのは城下町たる岩槻のみで、他に一切その存在を見出せぬ事は連雀町が單なる市場との間に何らかの差違が存したからに外なるまい。連雀町は連雀商人の集る單なる市場の呼稱でなく、その市町に領主より公認されて、連雀商人を取締る者の存在せし市場を指した。その取締役所は連雀座、或は連雀札座と云はれ、その主腦者は連雀頭、商人頭とも、或は連雀衆、連雀町人衆とも呼ばれた人々である。即ち静岡の有名なる町人友野宗善は天文廿二年以前から商人頭であり、廣汎なる役目を今川氏から仰付つてゐたが、連雀役代官であつた事は「如三先規、連雀役木綿之役等、御代官被仰付候之條、對自他國之商人無非分様、以寛宥、後錢可請執旨被仰出者也、仍如件、

元龜四年癸酉八月廿七日(註二)

の文書で知られ、厩橋金井宿に一千石を領したと云ふ木

島助右衛門尉は天正十三年に小田原氏條氏の許可を得て同宿の町人頭となり、連尺町に居を移して、市場十坐見世の儀式を定め、商人一切を支配したと云はれ(註三)、掛川では飯田彦五郎と云ふものが連尺町に住し、連尺座の朱印を持つてゐた。これは彦五郎の祖飯田右衛門尉より引繼れたものであつた(註四)。信濃大井郷の岩村田は天正以前は交易四達し、その賑ひ國府に勝れりと云はれてゐたが、商人の往來繁きため「連蕩かしら」が置かれた事は「四鄰譚藪」(註五)に見られ、小田原にも連雀運上を取扱へる商賣の司が存在し、その家は後年江戸に居を移した本町の名主益田友嘉であるとは「白石紳書」(註六)に書かれてゐる。江戸に於ても

「増上寺跡之町之事、連雀町同前、三人之年寄共異見可申旨、御意候也

天正廿年十月晦日

加々爪奉之

江戸宿三人之年寄(註七)

とある様に、火災後の増上寺の敷地跡の處分について町

年寄の意見が問はれ、結局町年寄の一人喜多村文五郎に

「關八州之町人連雀商札座」(註八)が命ぜられてゐる。

(註一) 東京市役所編「東京市史稿」産業篇第一、二三四―八頁

(註二) 静岡縣編「静岡縣史料」第三輯、二五七頁

(註三) 「古前橋研究會第六回史蹟踏査資料」上「上毛及上毛人」第八十八號

(註四) 「掛川志」(東海文庫、六)六九六頁

(註五) 吉澤清右衛門著「四類譚藪」卷一(信濃史料叢書第四)八頁

(註六) 新井白石著「白石紳書」(前記「東京市史稿」産業篇第二所收、二八一頁)

(註七) 「東京市史稿」市街篇、第二、四八三頁

(註八) 「東京市史稿」産業篇、第二、二八三頁、江戸の連雀札座に關する後述の記載はすべて本書所收の文書に據る。尙、吉川東伍編「大日本地名辭書」阪東篇の江戸連雀町の項では喜多村又四郎と云ふ名になつてゐる。

連雀町、連雀座、連雀商人

六五 (四四一)

これら連雀座は然らば如何なる仕事を執つてゐたか。乏しき資料から判断して大體二つを擧げる事が出来る。一は連雀役運上の取扱業務であり、他は市場内の警察的業務である。明瞭な字句によつて連雀運上の取扱ひを知り得るものには、前記静岡の友野があり、小田原の益田がある外、高崎では年一回の運上のあつた事が云はれ、(註一)前橋の木島は年三回商人より百錢を徳川時代に至つても取つてゐた(註二)と云ふのは其の名残であらうか。又、松山では寶曆十三年名主役五郎左衛門が市店の賃錢をとる事に對し、村民の不平が訴訟にまで發展したが、同家に残る古文書から古くよりの傳來なる事が判明して村民の敗訴になつた記事が「新編武藏國風土記稿」(註三)にあるが、これは既にその理由を忘られた後まで慣習として存在してゐた事を物語る。

連雀頭が連雀商人より運上を徴收したのは領主の徴税

權の單なる代行にすぎなかつたか。勿論當初は「連雀役代官」なる名稱が示す様に、そうであつたかも知れないが、多くの場合、功名に對する知行としてか、或は他の役科の報酬として其の收得を許された。前者の例としては前橋の木島があり、後者には江戸の喜多村が、幕府の「御馬御飼料之御用」の報酬たりし事が擧げられる。連雀運上徴收の方法については明確に示した資料を見出せないが、札座とあるからには札を出した事と思はれる。札は運上の領收證であるから、市毎に連雀運上をなさしめたのでなく、年に何回と定めて、例へば前述高崎、前橋の如く年一回二回と定めて徴收したものと思はれる。勿論かゝる制度は後の事であつて、初めは「三河物語」に大久保七郎右衛門が戦功の報酬として「御分國の内、市の升を被下候ゑ、升取を申付而置申物ならば、我等之すぎあいのほどの儀者御座可有(註四)とある様に商賣の都度徴收したものであらう。札を出すと云ふ事は運上取立事務を簡易化すと共に、更にはその札の通用範圍が

領主の勢力擴大と共に伸張して、當該連雀町のみのお營業札たるに止まらず、領内全般に行はれる様になり、一段とその權威を高めた。前橋の木島が然りであり、小田原の益田、江戸の喜多村は關八州の連雀札を出したと云はれる。

連雀運上が他の役科の報酬としてあたへられた例は前述した處であるが、より重要なのは連雀町及び廣くはその城下町の警察的取締を彼らに委ねた、その報酬でもあつたらう。

「れんちやく町新宿に立申候上は、諸役ゆるし置候、若火事出来候共、其ま、居申候てけし可申候、但法度書江戸次第たるべき者也、仍如件」

天正十九年卯七月十六日

酒井重忠(花押)

かわこへれんちやく衆中」

この文書は恐らく前々から存在してゐた連雀町を新領主が再確認したものであらうが、それと同時に火災の取締を命じてゐる。連雀町の市がどういふものであつたか、

恐らく他の市場と同様で、市店があつても常住そこに商人が居住してゐるわけではなく、市の立つてゐる時は賑かでも、他は人なき町となる。そうした際にも連雀町人衆は町にとゞまつて監視し、火災時には消火に努むる。斯様な市の状態を明らかに示す文書は甲府の坂田文書の「八日市場夜廻之番帳」であらう。同文書は先づ二人乃至四人の名前を一番から十三番まで掲げて、交替に夜廻りなごしめ、次で

「一當番之日限、於三千共宿、有ニ盜賊ニ者不、撰ニ貴賤貧富」

鳥目百疋可レ出レ之事

一同其宿中之出火者、於三千目火、者追ニ放家主、爲ニ賊之業ニ燒失者可レ准ニ右過怠ニ之事」

等の規定によつて夜廻番衆の責任を定めてゐる(註五)。單に市店の監視のみならず、市町の中の紛争は、これら市場町人が處理した事は、古くは三浦周行氏も指摘してゐる(註六)。即ち天正十四年松山本郷新市場の制札の一句

連雀町、連雀座、連雀商人

「一市之日商人中二而如何様之間答有之共、奉公人一言も不可レ綺、町人さはきたるべき事」

これは市場の保護、城下町の静謐の爲でもあるが、兎角町人の自治を認め、彼らの勢力を温存してゐる。更に連雀町が城の大手にあつた事は法令の通達に便利であり、従つてその警察的取締は城下町全體に及ぶ様になり、所謂後世の町年寄が彼らから發生する様になる。岡崎、前橋、静岡にその例が見られ、江戸は連雀町が町年寄によつて創設されたから逆ではあるが、結局に於いては然りであると云へやう。これらは既に連雀町が經濟上の重要性を失つた後の事で格式として優位を保つた譯である。又高崎の連雀町は宿場でなく、宿場は他の町が勤めてゐるにも拘らず、本陣の名がこの町に残されてゐた。本陣の呼稱は名譽を伴つてゐたからであると云はれる(註七)。實質上の勢力を持たぬこの時代に尙、かゝる勢力を持続したのは全く傳統を重んずる時代のおかげであり、中世末期に於けるこの町の重要性を強く暗示するものと云へ

平時に於ける警察的取締の中心地は戦争状態ともなれば必然的に城下町防衛の一役を擔ふ。永祿九年松山本郷町人衆への達し「今度御世上火急に付而へ、松山に致しに城、無二に可走廻儀、宿中之者何も同意に申由越中申越候、一段祝着に候、累年當宿によつて進退をくり候筋目、さりとてハ此度不三走廻して不叶候、(中略)町人衆わきの者迄も、爲心得之如し此候」とある様に非常召集せられた。當時東國に於ては戦争勃發するや、その徴兵範圍は在郷の武士に限らず農工商民、更には「惣而爲男者は十五七十を切而悉可罷立、舞々猿引體之者成共可罷出事」の如き徹底したものであるから、城下の町民の戦闘参加は當然であるが、連雀町人には徴兵の指揮權があたへてられた。上原徳氏の「城下町轉移の地理學的研究」(註八)によれば、高崎の連雀町は非常時に於ける市民軍の指揮權を持った。即ち慶長五年關ヶ原の戦の時、城主井伊は連雀町名主に武器を授けて留守中の

異變に備へた由であり、上原氏はその事實を以て荻生祖來の言を引き「異國的色彩」と云つてゐるが、連雀町が萬一の際武器を採つて立つたのは獨り高崎のみに限らない。權現様御在城之節、御出陣之砌、菅生口御門之堅め連尺町の町人八人に被爲仰付、右之者共え御鎧八筋被下置候由、右八人之内にて爲御重用一頭分之者三人御立て被遊、町年寄と御呼被遊候由(註九)は岡崎の事例である。かゝる事が例外的なものでない事實は、彼ら連雀町人衆はすべてそつした權力を振舞ふに足る土地の有力な武士の一人であつた事が良くそれを物語る、前橋掛川の例を見ても判然とするであらうし、江戸の喜多村にしても遠江の武士で、關東の名家太田氏を縁戚に持ち家光の側近に出入し得る家柄であつた。斯く城下町繁榮の爲にも、防衛の爲にも連雀町人衆の存在は重要であつたから領主から保護があたへられる。静岡の友野には「連雀役之御代官相勤候之間、今宿之内屋敷壹間之地子被下置候者也」と屋敷地が元龜四年與

へられ、又公事棟別の免許は各地に見出せる。

「於岩付領れんしやく之公事棟別免許之由、證文明鏡之上、猶不可有相違者也、仍如件

永祿三年

氏資(花押)

勝田佐渡守とのへ

は岩槻の例である。又市場内の町人捌きを法制的に擁護する爲には足輕小者の押買狼藉を禁じ、戦時には軍隊の立入を嚴禁する。市場そのものゝためには「山之根其外松山領にもゐて、他所のあき人所用之物をかい取、其郷村より直によそへとる由聞届候、本郷之市へはたすしてかくれしのふたに致之義、うり手くせ子細第一に候事」の如く、市場を通さざる賣買は差止められ、犯す者の嚴重なる處罰の方法が次の文面になつてゐる。以上のすべては松山城下に残された文書に見出せるものである。

連雀町がかく特權的な存在であつた事が、當時滔々として全國に擴がり行はれた所謂樂市と矛盾するものでは

ないかと考へるものがあらうから、一應それとの關係を述べて置きたい。當時連雀町成立の同じ地域の東國にも樂市が續々と發生した。樂市の名稱が明瞭に文書に見られるものでも永祿九年の駿河大官、天正六年の武藏世田ヶ谷、天正十三年の相模狹野、天正十五年武藏白子の諸市を數へ、樂市と文書には明記せずとも諸役免除の樂市精神を文面に盛つたものは數多く存在する。然し樂市は畿内に於ても然りである様に、絶對的にして全般的なものでなく、新しき領主が前代の勢力を打破せんとする方便か、或は新しき市場建設のための商人を保護し其の繁榮を期待したが爲に外ならない事と理解するならば、一方に自由取引の樂市があり、他方に連雀座の統御する市が城下町に存在するのも何等矛盾とはならない。前述の駿河大官の市は前代の權力者たる大官の勢力を今川氏が一掃せんと圖つたものであり、他の三市は新宿取建ての繁榮策である。従つてその目的が達せられた曉は樂市た

「井草宿市之日之事

一日 七日 十一日 十七日 廿一日 廿七日

右市之日、如此相定候、三ヶ年之間諸役可爲不入旨被仰出者也、仍如件

天正十五年丁亥六月十六日

武藏井草宿の樂市は三ヶ年と期限を切つて行はれた。又武藏高萩新宿では天文十一年に、世田谷新宿に樂市の制札を出した同じ山角上野介が「定市之法度」を掲げたがその一句に

「一、爲新宿之間、一切可爲不入、但於他郷、前々役致來者、其所を明、當宿へ來て有之者、不可置、若置候者、可レ勤ニ其役ニ事」

この法令は樂市を規定しても何やかやと役をとるものが出來、又それを市場が默認してゐる事を暗に示してゐる。その際は領主に役を收むべき事を定め、自由市場を固守するものではない。領主に従順であり、自己の勢力下に完全にある限りに於ては特權が認められる好適例で

あらう。又この文書で役をとるものが自然發生的に生ずる所以は、連雀町に於ける連雀頭の如き自治的な強力なる統制者を當時の市が欲してゐたからに他ならない。この事實は連雀町にも樂市が矛盾なく存在し、松山の次の一聯の文書を明瞭に理解せしめる。

「當知行分に有之候れんちやく衆、棟別赦免之事、永代差置候、爲其印形出置者也、仍件如

(天正十二年) 甲申十二月十三日

岡部越中守申次

岩崎對馬守殿

池谷肥前守殿

「本郷宿地形結候而、新市場割添候、并三人之者相觸候段視着候、自期に彼宿々といや相抱候由、尤任筋目申付候、後年迄も不可有相違候、本宿迄も如前々、町人衆任置候、但本宿之爲土貢卜、毎年五百疋宛出可之候由尤候、仍如件

(天正十二年) 乙酉十一月十四日

岩崎對馬守

池谷肥前守殿

大島備後守殿

制札

るに前記「三河記」に見る様な賣買毎に徴收される税が樂市では解放されたところの場合解すべきであらう。

(註一) 高崎市編「高崎市史」上 一五三頁

(註二) 古市剛著「前橋風土記 附録」上(續々群書類從 第八 地理部 八七七頁)

(註三) 武藏、相模に於ける註なき市場の古文書は「新編武藏風土記稿」「新編相模風土記稿」「東京市史稿 産業篇 第一」所載を採つた

(註四) 大久保忠教著「三河物語」(國民文庫叢書集 一二七頁)

(註五) 甲府市編「甲府略志」五一頁

(註六) 三浦周行著「法制史の研究」松山の「町人捌」は自治とは云ふものの界や平野に發生した町人階級の中から盛り上つたものとは違ふ事を良く認識しなければならぬ

(註七) 前掲「高崎市史」上 一五三頁

(註八) 上原徳著「城下町轉移の地理學的研究」(大塚地理學會論文集 第五輯)

一喧嘩口論并押買狼藉可レ停止事
一當市之日、諸色他所へ出事相違有間敷候、但兵糧竹木へ堅出間敷事
一於當市商賣之物、諸色共に役有之間敷事
(中略)
右條々新市庭之事に候間、斷而可申付候、若背此旨者有之者代官并町人衆より早々可致披露者也、仍如件

(天正十四年) 戊二月晦日

憲宗(花押)

本郷新市場

上貢をとる連雀町の制札に「諸色共に役有之間敷」き樂市政策を明示する。然らば市の商賣物の役とは何であるか。それは商品そのものゝ運上、例へば同じ松山の元龜二年の文書に「ぬり物役併炭役之義、宿中之者に計者尤指置事」とある如き松山以外の者に課されたぬり物役炭役の如きを指し、その免除を規定したものであらう。他の町の文書により商品各別の役にはこの外に濁酒役、相物役、鹽役、木綿役等多くを擧げる事が出来る。要す

連雀町、連雀座、連雀商人

(註九) 柴田顯正編「岡崎市史」第三卷 三二頁

四

連雀町は連雀座の存する市場であり、連雀座はそこに集る商人、所謂連雀商人に札を出した。然らば連雀商人とは如何なる性質の商人であらうか。

戦国争亂の世に畿内各地の行商が遠く陸奥鎮西の果までもその足跡を残し、同時に各地の大小名がそれを歓迎して向へた事は既に知られてゐる(註二)。従前豫想せられた以上の交易が全國に渡つて行はれてゐたが、彼らは危険を犯して他國へ流轉する行商の性質上、その商品を運搬の便宜や利潤の高いものに限定した。それは主として高價にして畿内の文化にあこがれる大小名に需要を多く見出した呉服類であり、従つて是ら行商は市場商人と云ふよりは大小名の御用商人となり、その城下に居所を得て後世の呉服町を形成した。傳馬町も連雀町・呉服町と並んで古き發生の町であるが、この交通機關の中心地

は又、商業の中心地でもあつた。其處には既に商業的な問屋業務が傳馬宿や商人、道者宿から發生しつゝあつた(註二)。連雀町の商人はかゝる商人でなかつた事は明瞭である。それは連雀と云ふ道具の性質からしても、又城の大手前の市場としての性質からも、彼らはあまり多くない品物を、あまり遠からざる地域から賣買に參集する人々であつたらう。その風俗はづつと後年の近松の作品の中に「今日は二人立ち別れ男童の姿に出立ち、肩に連尺腰に鎌、わづかの簀に草刈り入れて、露ながら難波堀江の蘆召されよ」(註三)とある如く、或は西鶴に「看板うたぬばかり北國者にかくれもなき男、其様おかしげに割織着て、ほくそ頭巾に山刀さして肩にれんじやく掛て、都の霜先きをかんがへ、狼のくる焼賣にのほりしが」(註四)とあるにより類推される様に、「山刀さして」又「腰に鎌」とあるより、彼らは附近の農民或は土著武士の生活餘剰品を賣りに出る姿ではなかつたか。資本を投資して利潤を得る純然たる行商人ではなく、より素朴な

商人であつたらう。中世末期の東國の城郭背後にある土地は兵農未分の世界である。部將級の武士と雖も手作地を持つ當時の事であるから、下級武士及び武士に隸屬する被官の生活は百姓同然であつた。平常は野良に鋤持つ男が、一朝戰雲起るや刀槍を採つて武士となり、又平和時には生産の餘剰品を連雀に背負て城下にも出たのであらう。「爰ニ吾妻ノ住人割田下總守トテ勇猛ノ兵アリ、力萬人ニ勝レ、第一忍ノ上手古今無雙ナリ」この割田が天

或は武田滅亡の折、歴々の武家が生命惜しさに甲州を逃れるに「或商人ニ姿ヲ替、連雀ヲ肩ニ懸、荷懸駄ニ鞭ヲ打行」(註六)も不自然とは見られなかつた。これが連雀商人本來の姿であつた。

(註一) 新城常三著「戦國時代の交通」

(註二) 相田二郎著「中世の關所」

(註三) 「佐々木先陣」第四(近松門左衛門全集 第一卷 三七四頁)

(註四) 「本朝若風俗」卷五(日本名著全集 西鶴名作集 上 八五二頁)

(註五) 「加澤平次左衛門覺書」(改定史籍集覽 第十四册 四七七頁)

(註六) 「甲亂記」(續群書類從 第二十一輯 上 三〇七頁)

正十三年北條・眞田の合戦に商人姿となつて少しも怪しまれず敵陣へ入つて行く。「膚ニ鎧ヲ着クサリ、頭巾ヲカムリ、上ニミノヲ着、二尺五寸ノ刀ヲワラ卷ニシ、馬大豆ヲツトニ入モチ、寄手ノ小屋ノ前ヲ馬大豆メセマセトテ通りケル、松田尾張守カ小屋ノ前ニテ若侍ニ三十人寄合馬ヲ取出シ、庭乗シテ遊ヒケル、割田通り懸リ、彼ヲラツトヲ負ナカヲ見物ス、老侍コレヲ見テ商人モ馬ヲ好候カト申ケレハ、割田大豆ハ地升銀十五文ト申セハ、イヤ豆ノ事ニテハナシ馬ヲスクカト云事也ト申」(註五)。

連雀商人がかゝるものであつた事が解れば、連雀町名

が關東・東海に多くして畿内及びそれ以西に見られない事や、近世に入つて急速にその名が消えてしまつた事の原因が自づと了解せられるであらう。京畿に於ける流通經濟の發達段階は叙上の地方とは格段の差があつた。莊園年貢の中央集中、土地の肥沃による生産の増大、加ふるに交通機關の發達は商品市場の發展を見せ、純然たる商人はそれ／＼勢力圏を形成し、連雀商人は存在してゐたとしても、既に狂言で笑ひ物にされる程度の端役しかあたへられなかつた。畿内地方に連雀町名の發見出來ない所以は茲にあらう。更に時代の推移は關東・東海地方と雖も連雀商人の存在を許さなくなつてしまつた。天正六年の柴田勝家の刀狩、更にその徹底を期した秀吉の武器徵收令は士農工商の階層別を厳にし、慶長十四年の幕府の警察力強化は農民の賣買従事の禁止となつた。他方武士は土地から引離されて知行取となり、城下町の人口を膨脹させ、そこに需要が激増して店棚の發生になる。平和の到來は畿内商人の勢力をこの地方に迄伸張させ、

城下町の繁榮を希望する領主はかゝる商人の定住を歓迎し、種々の保護政策がとられる。畿内から輸送された物資の大量が、傳馬宿や船宿から發展した問屋を中心に活潑に商はれ、附近の物資の集散も仲買の手を経て、連雀商人の存在する餘地を減じてしまふ。恐らく最後の連雀札座を成立させ、幕府公認の下に出發し、而も尙没落した江戸の事情は良くそれを物語つてゐると云へやう。「祖父文五郎及老年一病身に罷成、御公邊之勤も懈怠候、其砌關八州に差置候手代共之内より下ヶ札之儀に付出入仕出し、既に御奉行所迄申出候處、御取上無御座候に付、連雀札は文五郎私之所務之様に存入、諸人下ヶ札用ひ不申、段々札座衰微仕、中絶に罷成候」と云ふ事情のみでなく、以上述べた時勢の推移によるものである。

小泉 信三 著

B 六判 價二十圓 千三圓

初學經濟原論

(新刊)

誰にでも入れる經濟學の門が茲に開かれた

經濟生活とは何か。變遷する社會形態の下に於て、それは如何に營まれるか。社會形態の變遷と共に様々である。その歴史の様相と、其と無關係に終始渝らぬその恒常の一面とは、何々であるか。交換經濟組織の下に於て生産は如何に營まれ、生産せられたものは如何に欲望の満足といふ、夫々の最終目的地に到達するか。それを支配する價值、價格、延いて分配の理法は如何なるものであるか。本書は此等の間に答へんとするものである。(序文の一節)

著者は讀者が本書を刺戟とし、端緒として更に詳細なる

觀察思考に進まれんことを切望して執筆された

CL 8 N
NO. 4 1
V. 1